

京都市上下水道局告示第29号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和6年10月3日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号845号 業者コード927号
京都府宇治市小倉町堀池21番地の22
株式会社玄工業
代表取締役 金山 玄右

2 廃止年月日

令和6年8月30日

(上下水道局水道部水道管路課)